様式第２号（第５条関係）

高　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

　　　　　　高松市長

高松市経営開始資金に係る青年等就農(変更)計画等承認通知書

年　　月　　日付けで(変更)承認申請のあった青年等就農(変更)計画等については、審査の結果、高松市経営開始資金交付要綱第２条に規定された要件を満たし、資金を交付することにより農業経営の開始及びその定着を支援する必要があると認め、その承認をしたので、高松市経営開始資金交付要綱第５条第１項の規定により通知します。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

［申請者］　住　所：

氏　名：

高松市経営開始資金交付申請書

高松市経営開始資金の交付を受けたいので、高松市経営開始資金交付要綱第７条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付対象期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年　　月　　日 |
| 今回申請する資金の交付対象期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年　　月　　日 |
| 前年の世帯所得※１被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額※２を記載 | (ア)　　　　　　　　　　　　円 |
| 今年の交付金額※３（150万円） | (イ)　　　　　　　　　　　　円 |
| 今回の交付申請額原則として(イ)の半額を記載 | 円　　　 |
| ・生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付(例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成※４ | □　受けている又は受けたことがある□　受けていない又は受けたことがない |

※１　本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の世帯を構成する者全員の所得の合計が６００万円以下であること。

※２　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※３　夫婦で受給している場合は、この額の１．５倍の額を記載すること。

※４　香川県就農準備資金・経営開始資金事業実施要領第４の２（１）キ（イ）の記載内容をご確認ください。

資金の振込口座

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 融関舗等　　　金機店名 | 銀行　信用金庫　信用組合　労働金庫　農業協同組合　信用農業協同組合連合会　　　 | 店・所 | 出張所 |
|  | 預金・貯金の種類 | 普通預金当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | （ふりがな）氏 名 |  |

添付書類

・県税の完納証明書（滞納がないことの証明書）

・個人住民税に係る納税証明書（滞納がないことの証明書）

・個人情報の取扱いに係る同意書（香川県就農準備資金・経営開始資金事業実施要領別紙様式第２２号の別紙）

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が６００万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

様式第４号（第８条関係）

高　第　　　号

年　　月　　日

高松市経営開始資金交付決定通知書

　　　　　　　様

高松市長

年　　月　　日付けで交付申請のあった高松市経営開始資金（以下「資金」という。）の交付については、次のとおり決定したので、高松市経営開始資金交付要綱（以下「要綱」という。）第８条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付年度 | 年度 |
| 今回交付する資金の対象期間 | 　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 今回の資金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　万円 |

交付条件

(１)　農業経営を休止し、又は資金の受給を中止しようとするときは、速やかに市長に休止届又は中止届を提出しなければなりません。

(２)　交付期間内及び交付期間終了後５年間においては、毎年７月３１日及び１月３１日までにその直前の６か月における就農状況を市長に報告しなければなりません。

(３)　交付期間内及び交付期間終了後５年を経過するまでに氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、その変更後１か月以内に住所等変更届(様式第１１号)を市長に提出しなければなりません。

(４)　次のいずれかに該当するときは、資金の交付を中止します。

　ア　中止届の提出があった場合

イ　資金の交付を受ける者(以下「交付決定者」という。)が要綱第２条に規定する要件を満たさなくなった場合

ウ　交付決定者が農業経営を中止した場合又は就農形態を変更して独立・自営就農を中止した場合

エ　交付決定者が休止届を提出した場合において、その休止にやむを得ない理由があると認められない場合

オ　交付決定者が定められた期間内に(２)の報告を行わなかった場合

カ　香川県就農準備資金・経営開始資金事業実施要領(以下「県実施要領」という。)第６の２(５)の規定による就農状況の現地確認等において、交付決定者が適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

キ　国、県及び市が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

 (５)　次のいずれかに該当するときは、資金の交付を停止します。

ア 交付決定者が休止届を提出した場合において、その休止がやむを得ない理由によるものと認められる場合

イ　前年の世帯全体の所得が６００万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が６００万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができます。）ただし、当該所得が６００万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合はこの限りでありません。

(６)　交付決定者が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定める資金の額の返還を命じます。ただし、ア又はケに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情によるものと市長が認めたときは、この限りではありません。

ア　(４)のイからキまで又は(５)のアに該当した時が既に交付した資金の対象期間中である場合　残りの対象期間の月（(４)のイからキまで又は(５)のアに該当することとなった月を含み、月単位とします。）における資金の額に相当する額

イ　虚偽の申請等を行ったと認められる場合　受給した資金の全額

ウ　代表一般役員等（代表役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ）であると認められる場合　受給した資金の全額

エ　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる場合　受給した資金の全額

オ　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる場合　受給した資金の全額

カ　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合　受給した資金の全額

キ　その相手方がウからカまでのいずれかに該当する者であることを知りながら当該者を利用したと認められる場合　受給した資金の全額

ク　ウからカまでのいずれかに該当する者を利用していた場合（キに該当する場合を除く。）において、当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき　受給した資金の全額

ケ　交付期間（休止等により、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合（ただし、要綱第１６条第１項の規定による就農中断届を提出し、就農を中断した日から起算して原則１年以内に就農を再開し、就農を中断した期間と同期間更に就農を継続した者を除く。）　交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を資金の交付期間（月単位）で除した数値を乗じて得た額

コ　要綱の規定に違反した場合　資金の全額又はその一部

(７)　(６)により資金の額の返還を命ぜられたときは、その命令に係る資金（以下「返還金」という。）を受領した日から当該返還金の納付の日までの日数に応じ、当該返還金の額（その一部を納付した場合のその後の期間においては、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければなりません。

また、資金の額の返還を命ぜられ、返還金を納期限の日までに納付しなかったときは、納期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがあります。

(８)　関係書類は、資金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間保存しなければなりません。

(９)　交付期間終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後１か月以内に就農中断届を市長に提出しなければなりません。また就農を中断した日から起算して原則１年を超えない範囲内で就農を再開し、就農再開届を市長に提出しなければなりません。

(10)　要綱第１１条第１項ただし書に規定する病気や災害等のやむを得ない事情によるものであることの承認を受けようとするときは、病気災害等該当承認申請書を市長に提出しなければなりません。

(11)　交付決定者は、交付期間終了後５年間の間に農業経営を中止し、離農した場合又は独立・自営就農を中止した場合は、離農後１か月以内に離農届を市長に提出しなければなりません。

(12)　市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は就農状況について実地検査をさせます。

(13)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(14)　法令等の定めによるほか、要綱の定めに従わなければなりません。

様式第５号（第９条関係）

|  |
| --- |
| 高松市経営開始資金交付指令書高松市指令　第　　号様　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった高松市経営開始資金について、次の条件を付けて資金として　　　　　　　円を交付します。　　　年　　月　　日高松市長　　　　　１　市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は就農状況について実地検査をさせます。２　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。３　高松市経営開始資金交付要綱の規定に違反した場合であって、既に資金を交付しているときは、当該資金の全部又は一部の返還を求めます。　　この場合、原則として、返還を命ぜられた資金（以下「返還金」といいます。）の受領の日から返還金の納付の日までの日数に応じた加算金の納付が必要です。 |

様式第６号（第１２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所

氏　名

中 止 届

高松市経営開始資金の受給を中止したいので、高松市経営開始資金交付要綱第１２条の規定に基づき中止届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 中止日 | 年　　月　　日 |
| 中止の理由 |  |

様式第７号（第１３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

休 止 届

高松市経営開始資金の受給を休止しますので、高松市経営開始資金交付要綱第１３条第１項の規定に基づき休止届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 休止予定期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 休止の理由 |  |
| 営農の再開に向けたスケジュール | 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |

添付書類

・母子健康手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合に限る。）

・被災証明等被災したことを確認することができる書類(災害により休止する場合に限る。)

様式第８号(第１３条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所

氏　名

経 営 再 開 届

受給を休止していた高松市経営開始資金の受給を再開しますので、高松市経営開始資金交付要綱第１３条第３項の規定に基づき経営再開届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 休止期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 経営再開日 | 年　　月　　日 |
| 交付期間の残余期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 妊娠・出産又は災害により受給を休止していた場合の交付期間延長希望の有無 | 有　・　無（有の場合は交付期間の延長を希望する期間）年　　月までの　月間 |

様式第９号（第１４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所

氏　名

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始　　年目・交付開始　　年目　（　　～　　月分）

高松市経営開始資金交付要綱第１４条第１項の規定に基づき就農状況を報告します。

１　営農実績報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作物・部門名 | 作付面積(a）・飼養頭数等 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 合　計 |  |
| 農業経営の構成（交付対象者本人・家族労働力） | 氏 　　名 | 年齢 | 交付対象者・交付対象者との続柄（法人経営にあたっては役職） | 年間の農業従事日数※ | 担当業務 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 雇用労働力 | （人・日※） |  |  |

※１日の農業従事時間を８時間で換算

２　経営規模の報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経営耕地 | 区分 | 面積（a） |
| 所有地 |  |
| 借入地 |  |
|  | 内訳（平成30年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記載） | 　親族から |  |
| 　第三者から |  |
| 特定作業受託 | 作目 | 作業内容 | 実績 |
| 作業受託面積等 | 生産量 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 作業受託 | 作目 | 作業内容 | 実績（作業受託面積等） |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 単純計 |  |  |
| 換算後 |  |  |

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載すること。

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載し、「換算後」欄は「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載すること。

３　前年の世帯全体の所得（資金含む）＊１

　　※経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

|  |  |
| --- | --- |
| 　万円 |  |
| 前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入） |
|  |  |
| ※本欄は交付主体の記入欄生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無）【所見】 |

４　農業経営基盤強化準備金（※）(どちらかにチェックすること。)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 積み立てている |
|  | 積み立てていない |

　　※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備

金」として積み立てた場合、この積立額は、個人にあっては必要経費に、法人にあっては損金に算入できる制度。

５　地域のサポート体制について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 専属担当者（経営・技術） | 専属担当者（営農資金） | 専属担当者（農地） |
| 氏名又は職名 |  |  |  |

　　　相談実績又は今後相談したいことについて

|  |
| --- |
|  |

６　報告対象期間における県又は市主催の新規就農者等交流会への参加について

(どちらかにチェックする。)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 参加した |
|  | 参加しなかった |

　（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加した回数 | 回 |  |
| 交流会の内容（対象者、実施内容など） |  |

７　農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 加入している |
|  | 加入していない |

　　（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

|  |  |
| --- | --- |
| 加入している農業共済等の名称 |  |

８　計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに様式第１号の別添１の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画達成に向けた課題 | 改善策（課題解決に向けた改善策を具体的に記入） | 改善策の取組状況等（改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

添付書類

別添１　作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）

別添２　決算書（別添２）及び確定申告における青色申告決算書（白色申告者の場合は、収支内訳書）の写し(７月３１日までの市長が指定する期限までに報告をする場合に限り添付する。)

別添３　農業経営収支の管理に使用する通帳及び帳簿の写し

別添４　農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることを確認することのできる書類（２回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況を確認することのできる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることを確認することのできる書類は省略することができる。）

※親族から借り入れた農地を主として独立・自営就農し、その農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。

　別添５ 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が６００万円を超える場合は、必要に応じて前年の世帯全体の所得が６００万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付する。\*１

別添６　環境負荷低減のチェックリスト（原則、1月の報告の際のみ添付する。）

＊１　経営開始資金の交付期間の７月３１日までの報告の際のみ記入する。

別添１（第１４条関係）

作業日誌

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 作　業　内　容 | 作業時間（単位：時間） |
| 月 　　日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　　 日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月 　　日 |  |  |
| 月　　 日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
| 月　 　日 |  |  |
|  | 合　計 |  |

※上記内容が記載された作業日誌であれば、この様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添２（第１４条関係）

決　算　書

（経営開始　年目　　年　月～　　年　月）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 計画※経営開始　年目a | 実績ｂ | 実績／計画ｂ ／ ａ |
| 農業収入 | ○○（作目） | 経営規模 |  |  |  |
| 生産量 |  |  |  |
| 売上高（円） |  |  |  |
|  | 経営規模 |  |  |  |
| 生産量 |  |  |  |
| 売上高（円） |  |  |  |
|  | 経営規模 |  |  |  |
| 生産量 |  |  |  |
| 売上高（円） |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 経営開始資金（円） |  |  |  |
| 収入計（円） ①（資金を除く） |  |  |  |
| 収入計（円） ②（資金を含む） |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 計画※経営開始　年目a | 実績ｂ | 実績／計画ｂ ／ ａ |
| 農業経営費（円） | 原材料費 |  |  |  |
| 減価償却費 |  |  |  |
| 出荷販売経費 |  |  |  |
| 雇用労賃 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 支 出 計（円） ③ |  |  |  |
| 【参考】設備投資（内容、金額） |  |  |  |
| 農業所得計（円） ④ ＝ ①－③ |  |  |  |
| 農外所得（円）⑤ |  | 総所得（資金含む）（円）② － ③ ＋ ⑤ |  |

※計画欄には、様式第１号の別添１の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

様式第１０号（第１４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所

氏　名

作業日誌(独立・自営就農)

交付終了後　　年目　(　　　～　　　月分)

　高松市経営開始資金交付要綱第１４条第２項の規定に基づき作業日誌を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 作　業　内　容 | 作業時間（単位：時間） |
| 　月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 月 　　週 |  |  |
| 合　計 |  |

添付書類

別添１　確定申告時における青色申告決算書（白色申告者の場合は、収支内訳書）の写し（７月３１日までの市長が指定する期限までに報告をする場合に限る。）

別添２　農地の一覧及び農地の権利設定の状況を確認することのできる書類（変更がある場合に限る。）

※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

様式第１１号（第１５条関係）

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所

氏　名

住 所 等 変 更 届

高松市経営開始資金交付要綱第１５条の規定により住所等変更届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 氏名住所電話番号その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 変更後 | 氏名住所電話番号その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　　　　　　　添付書類

　　　　　　　　変更後の住所を証する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

様式第１２号（第１６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所

氏　名

就 農 中 断 届

高松市経営開始資金交付要綱第１６条第１項の規定により就農中断届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 就農中断予定期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 中断の理由 |  |
| 就農再開に向けたスケジュール | 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 |  |

様式第１３号（第１６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所

氏　名

就 農 再 開 届

　　　　　　　年　月　日付けで就農中断届を提出し就農を中断していましたが、就農を再開するので、高松市経営開始資金交付要綱第１６条第４項の規定により就農再開届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 就農中断期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 就農再開日 | 年　　月　　日 |
| 要就農継続残期間 | 就農再開日　～　　　年　　月　　日 |

様式第１４号（第１７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所

氏　名

病気災害等該当承認申請書

資金の交付の中止、停止等が病気や災害等のやむを得ない事情によるものであることの承認を受けたいので、高松市経営開始資金交付要綱第１７条第１項の規定により病気災害等該当承認申請書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| やむを得ない事情 |  |

添付書類

やむを得ない事情であることが分かる書類

様式第１５号（第１８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

住　所

氏　名

離農届

農業経営を中止し、離農＊１したので、高松市経営開始資金交付要綱第１８条の規定により離農届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 離農日 | 　 　年　　月　　日 |

添付書類

別添１ 廃業届の写し(農業経営を中止し離農したときに限る。)

　　別添２　経営資産を売却した場合は、当該売却した日の分かる書類

　　別添３ 生産物の最終出荷日の分かる伝票等

＊１　下線部は、就農形態の変更をした場合は、「農業経営を中止し、離農」とあるのは、「独立・自営就農を中止」と読み替える。